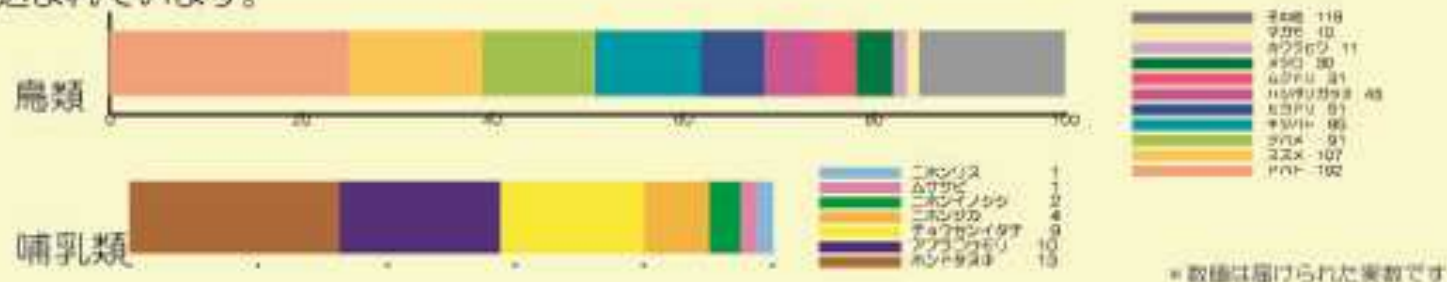


野生鳥獣救護センターだより

京都市域において、京都府と京都市が協力して野生鳥獣救護事業を実施しています。動物園内の救護センターでは、病気や怪我で運び込まれた鳥類とほ乳類について、治療を行っています。回復した動物は京都府の職員によって適切な場所に放たれます。年間800～1000点の動物たちが届けられ、約4割が自然に帰っていきます。

◆救護された動物◆

平成17年度に野生鳥獣救護センターに届けられた動物は、鳥類が58種769点（95.1%）、ほ乳類が7種40点（4.9%）で、計809点でした。例年通り鳥類ではトバト・スズメ・ツバメ・キジバトが、ほ乳類ではタヌキ・アブラコウモリなど人の近くで暮らしている動物が多く持ち込まれています。



◆動物たちのその後◆

昨年度届けられた809点と前年度から引継いだ50点の合計859点の動物のうち、320点（約37%）を野生に戻しました。

なお、救護される原因で多いのは衰弱と事故などによる外傷です。

哺乳類では交通事故が、鳥類では窓ガラスへの激突が多く見られます。

また、それに起因して衰弱による死亡が全体の51.7%、外傷に起因した死亡が20.5%を占めています。



トバト皮膚裂傷



アオバズク
激突による眼内出血



ホンダタヌキ
転落により両脚骨折

◆飼育ボランティア募集◆

救護された中には、翼を失い空を飛ぶことができない鳥や交通事故の後遺症でうまく歩けないタヌキなど元気にはなったものの自然に返せない動物がいます。そこで、京都府の一般団体や府民の方で飼育していただけるボランティアの方を探しています。飼育ボランティアの対象となる動物については動物園にお問い合わせください。

◆問い合わせ先◆

京都府農林水産部森林保全課野生動物対策室
京都市産業観光局農林部農業振興整備課
京都市動物園

電話075-414-5022
電話075-222-3352
電話075-771-0210